

議案第78号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 2 日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定が令和8年9月24日から施行されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(みやき町監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 みやき町監査委員に関する条例（平成17年みやき町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の8」を「第243条の2の9」に改める。

(みやき町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 みやき町下水道事業の設置等に関する条例（令和5年みやき町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8」を「第243条の2の9」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

みやき町監査委員に関する条例の一部改正に係る新旧対照表（第1条関係）

改 正 前	改 正 後
（請求又は要求に基づく監査） 第4条 法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の8第3項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定による監査の請求又は同法第199条第6項、第7項若しくは第235条の2第2項若しくは地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。	（請求又は要求に基づく監査） 第4条 法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の9第3項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定による監査の請求又は同法第199条第6項、第7項若しくは第235条の2第2項若しくは地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。

みやき町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正に係る新旧対照表（第2条関係）

改 正 前	改 正 後
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。